



受講申込の皆様へ（雇用保険受給資格者）

『短期訓練受講費』制度のご案内

『短期訓練受講費』制度とは、平成29年1月より、雇用保険受給資格者がハローワークの職業指導により再就職のために1ヶ月未満の教育訓練（下欄に示す）を受け、訓練を修了した場合に、支払った教育訓練経費の2割（上限10万円）が国から支給される制度で、当支部開催の以下の講習が該当します。

【該当講習】

- ◆ボイラー実技講習（但し、小型ボイラー取扱業務特別教育部分は除外）
- ◆ボイラー取扱技能講習
- ◆普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ◆受験準備講習（2級ボイラー技士試験）

※本制度をご利用の場合の流れ（詳細は、厚労省発行の別添資料参照）

- ①住居所管轄のハローワーク（以下、ハローワーク）の雇用保険窓口で、
↓「短期訓練受講費支給要件照会票」を入手する。
- ②入手した「短期訓練受講費支給要件照会票」の1. 受講する受給資格者欄
↓に所要事項を記入の上、教育訓練実施者（日本ボイラ協会長野支部）へ提出し、証明を受ける。
- ③証明を受けた「短期訓練受講費支給要件照会票」をハローワークへ提出し、
↓ハローワークの「受講指導」を受ける。（受講指導については、別紙③参照。）
- ④その後、日本ボイラ協会長野支部へ受講申し込み手続きを行う。
↓
- ⑤訓練の受講
↓
- ⑥受講修了後、ハローワークから入手した「教育訓練修了証明書（短期訓練受講費）」に受講者氏名及び住所を記載し、日本ボイラ協会長野支部へ提出し、修了証明を受ける。
↓
- ⑦その後、必要書類を揃え、講習修了日の翌日から1ヶ月以内に、ハローワークへ支給申請を行う。

以上

【お問い合わせ先】

〒380-0813 長野市鶴賀緑町1403 大通り昭和ビル2階

一般社団法人 日本ボイラ協会長野支部 [担当：井田]

Tel 026-235-3755 Fax 026-219-2007